

# 第78回和光市都市計画審議会会議録

平成28年10月24日（月） 502会議室

第 7 8 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成28年10月24日(月)	開会時間	10時00分
会 場	市役所5階502会議室	閉会時間	11時15分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	井上 航 金子 正義 柴崎 幸夫 岩田 成作 西川 政晴 赤松 祐造 金井 伸夫 泉 常夫 伊藤 隆	齊藤 秀雄	建設部長 星野 賢 都市整備課長 中葛 裕猛 事務局 都市整備課 主幹 加山 卓司 主査 黒田 繁 主査 三富 応樹 傍聴者 2名
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画 区域区分の変更について (2) 和光都市計画 用途地域の変更について (3) 和光都市計画 高度地区の変更について (4) 和光都市計画 地区計画の変更について		
発言者 事務局	議 事 お待たせいたしました。ただいまから第78回和光市都市計画審議会を開催いたします。本日は齊藤委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいておりますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。 和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。 本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。 本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいましたので、既に入室していただいております。審議中にも傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。 それでは、開会にあたりまして、松本市長よりご挨拶を申し上げます。 本日は、お忙しい中、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことに		

市長

ありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日は、前委員の任期満了に伴いまして、引き続き委員をお引き受けいただきました方に、新たに泉常夫氏、伊藤隆氏の2名の方に加わっていただきました最初の審議会でございます。皆様には2年間、当審議会委員といたしまして、お力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。

さて、市民生活に欠かすことのできない都市計画事業でございますが、和光市駅北口土地区画整理事業に関しまして、和光市の顔とも言える駅前地区の土地区画整理事業ですので、今後も力を入れて、事業を推進して参りたいと考えております。また、物流地区の拠点となる和光北インター地域土地区画整理事業地区内においても、日本郵便の物流拠点が開業するなど目に見える形で事業が進展しており、今後、国道254バイパスの都内延伸と併せて、沿線地域におけるまちづくりの検討を進めまいります。

また、本日の審議会の諮問事項につきましては、広沢地区の市街化区域編入に合わせて用途地域、高度地区、地区計画を定めたいと考えております。

広沢地区は、都市計画マスタープラン上、公共施設が集約する重要な拠点として位置づけられており、現在は市街化調整区域となっておりますが、区域全体で都市的土地利用が図られ都市基盤が整備されていることから、既成市街地として市街化区域編入したいと考えております。

委員の皆様には和光のまちづくりの一翼を担っていただくべく、忌憚のない議論をしていただくようお願いして私の挨拶とさせていただきます。

それでは、各委員の皆様、本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局

会を進めます前に、平成28年6月1日付けで、前審議会委員の任期満了に伴いまして、新委員の任命がございましたので、ご紹介させていただきます。

それでは、資料5の委員名簿の順にご紹介いたします。

初めに、和光市都市計画審議会条例第2条第1項第1号委員、埼玉県議会議員の職にある者として井上航氏、都市計画について専門的知識を有する者として金子正義氏、和光市農業委員会委員の職にある者として柴崎幸夫氏、和光市商工会役員の職にある者として岩田成作氏が任命されております。同条例第2条第1項第2号委員としまして市議会議員の西川政晴氏、赤松祐造氏、金井伸夫氏、齊藤秀雄氏が任命されております。同条例第2条第1項第3号委員では市民の代表として泉常夫氏、伊藤隆氏が任命されております。

恐れ入りますが、簡単で結構ですので、名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

井上委員

埼玉県議会の井上航でございます。どうぞよろしくお願いたします。

金子委員	金子でございます。よろしくお願いいたします。
柴崎委員	和光市農業委員会から来た柴崎です。よろしくお願いいたします。
岩田委員	和光市商工会からきた岩田成作です。よろしくお願いいたします。
西川委員	市議会議員の西川でございます。よろしくお願いいたします。
赤松委員	市議会議員の赤松です。よろしくお願いいたします。
金井委員	市議会議員の金井伸夫です。よろしくお願いいたします。
泉委員	公募で市民の代表として委員に選ばれました泉常夫と申します。よろしくお願いいたします。
伊藤委員	公募で委員に選ばれました伊藤隆です。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。
幹事	おはようございます。建設部長の星野でございます。委員の皆様におかれましては、これからの和光市の都市基盤につきまして、忌憚のない意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 幹事を仰せつかっております。都市整備課長の中蔦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	都市整備課計画担当の黒田と申します。よろしくお願いいたします。 都市整備課計画担当の三富と申します。よろしくお願いいたします。 都市整備課の加山と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。和光市都市計画審議会は、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますが、平成28年6月1日付で委員の任命がありましたことから、現在、会長職及び副会長職が空席であります。会長が選出されるまでの間、進行を仮議長の松本市長にかわりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。
市長	それでは、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。只今、事務局から説明がありましたように、会長職に空席が生じております。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は同条例第2条第1項第1号委員4名のうちから、委員の互選により定めるものとされております。前任期では会長を井上委員に務めていただきました。今回はいかがいたしましょうか。皆様のご意見をお伺いします。
赤松委員	今まで安定感のある進行を行っていただいた井上委員に引き続き会長を引き受けて

いただきたいので、井上委員を推薦いたします。

市長 井上委員との声ではありますが、皆様ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

市長 異議なしとの発言がありましたので、井上委員が会長に選出されました。  
議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶を頂きたいと思っておりますので、お願いいたします。

井上会長 ただいま、推挙を賜りました井上でございます。皆様の闊達な発言を引き出せるように会長職を務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。  
それでは、議事を進めてまいります。  
先ほどの説明にもありましたように、委員の任命に伴いまして、副会長職に空席が生じております。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、副会長は同条例第2条第1項第1号委員のうちから、委員の互選により定めるものとされております。いかがいたしましょうか。  
私としましては引き続き、金子委員に補佐をお願いしたいと思っておりますが、金子委員を推薦したいと思うのですが、皆様ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

井上会長 異議なしとの発言がありましたので、金子委員が副会長に選出されました。  
それでは、副会長よりご挨拶をお願いします。

金子副会長 前回に引き続きまして副会長に選任されました。会長職の補佐として審議会がスムーズに行きますよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

井上会長 それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、岩田委員・西川委員の2名を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。次に進みます。次第の6諮問に移りますので、事務局から報告を求めます。

事務局 それでは、諮問に移りたいと思っておりますので、市長よろしくお願いたします。

市長                    それでは、諮問させていただきます。和光市都市計画審議会会長様、和光都市計画の変更について 諮問 このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり審議に付します。諮問事項（1）和光都市計画 区域区分の変更について、（2）和光都市計画 用途地域の変更について、（3）和光都市計画 高度地区の変更について、（4）和光都市計画 地区計画の変更について。以上でございます。

事務局                ありがとうございます。誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

市長                    それでは、何卒よろしく願いいたします。

市長退席

事務局                以上にて、事務局より報告を終了させていただきます。

井上会長             有難うございます。それではこれより審議に入ります。諮問事項（1）「和光都市計画 区域区分の変更について」、諮問事項（2）「和光都市計画 用途地域の変更について」、諮問事項（3）「和光都市計画 高度地区の変更について」、諮問事項（4）「和光都市計画 地区計画の変更について」は、同一地区の都市計画変更になりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局                はい。それでは、諮問事項になります広沢地区の都市計画について、（1）「区域区分」（2）「用途地域」（3）「高度地区」（4）「地区計画」の都市計画の変更について順次ご説明いたします。

まず、諮問事項（1）「和光都市計画 区域区分の変更について」ご説明いたします。区域区分とは、都市計画法第7条の規定により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分する制度でございます。区域区分の見直しは、おおむね5年ごとに実施している都市計画基礎調査の結果や社会経済情勢を踏まえ、定期的な見直しを行っており、今回の見直しは昭和45年の当初線引き以降、7回目の定期見直しを行うものです。

今回の変更は、平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、平成37年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

従いまして、新たに市街化区域に編入する8.2haについては、市街化区域面積が約733haから約741haに、市街化調整区域面積は約371haが363haに変更することになります。

次に、2 ページをご覧ください。これは、政令指定都市のさいたま市を入れると、2 町 17 市でグループ化されている県南広域都市計画圏の市街化区域を拡大する際の根拠となるフレームの数値を示したものになります。この中に和光市も含まれております。

このフレームの考え方は、市街化区域における将来の人口・産業の伸びを推計し、市街化区域の拡大枠がどれくらいあるかを数値化しております。表の中に市街化区域内人口及び総生産額の保留フレームの記載がありますが、この数値が住居系及び工業系の市街化区域を拡大できる根拠になります。表の中には出ておりませんが、この保留フレームを面積換算すると、住居系で約 160ha、工業系で約 141ha が県南広域都市計画圏で市街化区域を拡大できる面積となります。以上がフレームの変更の説明になります。

また、和光市においては、フレームの変更と併せて、市街化区域と市街化調整区域の土地の区域の変更があります。この地区は広沢地区になり、区域全体で都市的土地利用が図られ、既に、都市インフラが整備されていることから、既成市街地として市街化区域に編入するものになります。

広沢地区の場所でございますが、4 ページの総括図、赤線で囲まれた約 8.2 ha の区域になります。

この広沢地区は、都市計画マスタープラン上、公共施設が集約する重要な拠点として品格のあるまちなみを形成する区域と位置づけられております。地区内には市役所、市民文化センター、学校等の公共公益施設が立地するなど、区域全体で都市的土地利用が図られ、また道路、公共下水道といった都市インフラが整備された既成市街地となっております。都市計画法上、市街化区域は既に市街地を形成している区域と位置付けがございます。このため当地区を公共公益施設が集積したシビックコアとして、将来的にも都市機能の維持・保全を図るため既成市街地として、市街化区域に編入するものでございます。5 ページでは、区域区分線でお示した計画図、6 ページでは、新旧対象図になり、黄色に囲まれた箇所が今回の市街化区域に編入されることとなります。

この「区域区分の変更」については、埼玉県で決定する都市計画でございます。これまでの経過になりますが、都市計画法第 16 条第 1 項に基づき、平成 28 年 4 月 12 日から 4 月 26 日まで皆様の意見をお聞きするために構想案の閲覧を行い、公聴会の開催を予定しておりましたが、閲覧者は 1 名、公述申出はなく、公聴会は中止となっております。

また、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく案の縦覧については、平成 28 年 8 月 30 日から 9 月 13 日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご審議いただいた後に、11 月下旬に埼玉県の都市計画審議会に諮り、国土交通大臣の同意を受けた後に平成 29 年 1 月中旬に埼玉県が決定の告示を行う予定でございます。区域区分の変更の説明は以上に

なります。

次に、諮問事項（２）「和光都市計画 用途地域の変更」についてご説明いたします。

今回の用途地域の変更は、広沢地区を既成市街地として市街化区域編入することに伴い、公共公益施設が集約した市街地の形成に対応した用途地域を指定するものです。

資料２の７ページ、A3カラー版になります用途地域の新旧対照図をご覧ください。これは広沢地区の用途地域の変更内容をお示しした図になります。左側に変更前、右側の赤太線で囲ってある区域が用途地域の変更を示したものになります。今回、第一種住居地域、準住居地域、第一種中高層住居専用地域の３種類の用途地域を指定してまいります。

それでは、資料２の２ページ図表をご覧ください。それぞれの用途地域の新旧の内訳をお示ししております。はじめに、第一種住居地域の指定理由につきましては、新たに黄色で塗られている区域、約7.5haを第一種住居地域に指定します。この区域は、現在、都市的土地利用が図られており、住宅市街地総合整備事業による計画的な公共施設整備を行うとともに、公共公益施設が集約する重要な拠点としての土地利用を図るために、第一種住居地域を指定したいと考えております。また、地区の東側の第二中学校の敷地の一部は、第一種中高層住居専用地域が指定されており、用途地域の連続性を確保する観点から、第一種住居地域に変更したいと考えております。第一種住居地域の旧の箇所で、無指定が約6.4haと第一種中高層住居専用地域、約1.1haとありますが、第二中学校の部分については、この約1.1haの箇所になります。

次に、準住居地域については、オレンジ色で塗られている区域、約1.5haを準住居地域に指定したいと考えております。現在、隣接地は一般国道254号の道路端から50mは沿道サービスを許容する準住居地域が指定されています。このことから、用途地域の連続性を確保するとともに、広域的な幹線道路の沿道にふさわしい複合的な土地利用を図るため準住居地域を指定したいと考えております。

次に、第一種中高層住居専用地域については、南側の市道476号線の一部区間について、後背の住宅地との調和を図るため周辺の用途地域に合わせて第一種中高層住居専用地域に指定したいと考えております。

なお、建ぺい率、容積率については、現在和光市で指定されている第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域と同じ数値とすることで考えていますので、建ぺい率60%、容積率200%で指定したいと考えております。

用途地域の変更の説明は以上になります。

次に、諮問事項（３）「和光都市計画 高度地区の変更」についてご説明いたします。

今回の高度地区の変更は、広沢地区を市街化区域編入ことに併せて建築物の高さの最高限度を25mと定める高度地区を指定するものです。



資料3の7ページ、A3カラー版になっている高度地区の新旧対照図をご覧ください。これは広沢地区の高度地区の変更内容をお示した図になります。左側は変更前となりますが、右側に表示されている図の赤太線で囲ってある区域が高度地区の変更区域を示したものになります。

今回の変更は、これまで高度地区を指定していない広沢地区において、公共公益施設を集約するシビックコアとして良好なまちなみを形成するとともに、周辺市街地の住環境を維持するために市街化区域編入と併せて、約8.2haの区域について建築物の高さの最高限度を25mに指定したいと考えております。この高さの根拠については、平成18年3月に和光市で高度地区を当初指定した際に、住環境を保護するという観点から住居系の用途地域については、25mを基本として指定した経緯がございます。このことから、広沢地区につきましても周辺の住環境を保護する観点で25m高度地区を指定したいと考えております。高度地区の変更の説明は以上になります。

次に、諮問事項(4)「和光都市計画 地区計画の変更」についてご説明いたします。

地区計画は、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、地区の目指すべき姿を示す目標やそれを具現化するための建築物の建築ルールを定める地区整備計画からなっています。

今回の地区計画の変更は、広沢地区を公共公益施設が集約する重要な拠点とした地区の特性に合った適切な土地利用を誘導するため市街化区域の編入に併せて指定するものです。

資料4の6ページ、地区整備計画図をご覧ください。これは広沢地区で定める地区計画の区域を示した図になります。地区計画を定める区域は約9.7haになりますが、今回の市街化編入する区域と併せて中学校についても公共公益施設を集積するシビックコアとして一体的な土地利用を誘導するために中学校についても地区計画の区域対象にしております。

次に、資料4の1ページ、地区計画計画書をご覧ください。

今回、広沢地区で定める地区計画の目標では、地区計画を策定し公共公益施設が集積する重要な拠点として地区の特性に合った土地利用を誘導するとともに地区周辺の良好な住環境の保全と調和のとれた都市環境の形成を図ることを目標として掲げています。

次に、資料4の2ページをご覧ください。これは地区計画の目標を実現させるために具体的なルールを示した地区整備計画になります。広沢地区で定める地区整備計画は、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限になります。広沢地区は、都市計画マスタープラン上、シビックコアの景観形成・機能強化を行い、シビックコアとしての品格あるまちなみを形成することを位置づけていることから、景観に特化して建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることとしております。表にある数値は

マンセル値で色相、明度、彩度を数値で表したのですが、この数値は和光市の景観計画で位置づけのある公益文教系での地区で制限されている色彩の制限基準で定めた数値と同じものとなっており、外壁は低彩度の色彩とし、かつ明度が低い色調は避けることとしています。

景観計画では一定の規模を超える建築物、工作物などの建築行為を行う場合は、景観法に基づく行為の届出を要し、和光市景観計画の色彩の制限基準に適合させなければなりません。しかし、この地区整備計画に位置づけることで、規模に係わらず全ての建築物の建築行為を行う場合に地区計画の届出によって、和光市景観計画に位置づけのある色彩制限基準に適合しているか審査することができるようになります。これにより、規模の小さい建築物についても赤、青といった原色を使った刺激的な色彩を用いないように制限をすることができます。

地区計画の変更の説明は以上でございます。

ただいまご説明いたしました「用途地域の変更」、「高度地区の変更」、「地区計画の変更」は和光市で決定する都市計画でございます。これまでの手続でございますが、和光市まちづくり条例に基づきまして、平成28年4月12日から5月2日まで皆様の意見をお聞きするために原案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第17条第1項に基づく案の縦覧を平成28年8月30日から9月13日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご審議いただきましたら、平成29年1月中旬に埼玉県が決定する「区域区分の変更」の告示と同時に和光市が決定する都市計画の告示を行う予定でございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

井上会長

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

泉委員

用途地域の変更について、第1種中高層住居専用地域ではなく、第1種住居地域にした理由はなんですか。公共施設のエリアに第1種住居地域が妥当なのでしょうか。

もう1点が、地区計画の変更の色彩の規制について、明度・彩度の規制について説明をお願いします。

幹事

公共施設のエリアにおいて、工業系・商業系は適さないことから、住居系の用途としました。また、将来の児童センターのプールを開設するには、第1種中高層住居専用地域の用途では建設することができないことや用途地域の連続性を勘案して第1種

住居地域にいたしました。

地区計画の色彩の規制についてですが、本地区は、明るい低彩度の色彩を基本色としますので、2以下の明度の場合については暗い色となるので、彩度に関わらず制限しております。また、赤系や黄色系などの色相では、2を超える明度や彩度が4を超える色彩を制限しております。色彩の制限基準に該当する色彩が、外観の各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときに、勧告を行うことができるものとなっています。

赤松委員

第1種住居地域において、複合施設、レストランなどを建設することは可能でしょうか。広沢地区における電柱地中化は、都市計画で位置づけられていますか。

西大和団地には、25m高度地区と35m高度地区のエリアがありますが、2種類となっている理由を伺います。

幹事

本日配布しました「和光市の都市計画」の6ページをご覧ください。そこに第1種住居及び第1種中高層住居専用地域において、「建てられる用途」と「建てられない用途」がそれぞれ規定されています。用途地域内の建築の制限内の複合施設やレストランであれば建設できます。ただし、現在ある計画では、児童センターのプール、認定こども園を想定しています。したがって、現時点においては商業施設など計画は聞いておりませんので、その点は申し伝えさせていただきます。

無電柱化につきましては、都市計画において電柱地中化を定められておりません。

高度地区につきましては、西大和団地の再生計画がありまして、35m高度地区は建替えを行っていく事業予定区域となっており、25m高度地区は、継続管理区域となっています。それで2種類の高度地区が設定されています。

金井委員

資料2の4ページ和光市都市計画マスタープラン改訂版、複合住宅地区で、「生活支援施設等」の導入を行い、とありますがどのようなものを想定していますか。

幹事

都市計画マスタープランの複合住宅地区につきましては、広沢地区だけではなく西大和団地を含んだエリアを指しています。西大和団地に住んでる方の生活を支援していく施設、商業施設を含んだものを想定しております。

なぜこの時期に、広沢地区を市街化区域に編入するのですか。

西川委員

幹事

財務省の国有地に認定こども園や児童センタープールの整備計画がされる中で、事業主体が自治体で行う場合については、市街化調整区域のままでも問題はなかったのですが、事業主体が民間となる場合には、市街化調整区域のままでもと不都合が生じ

てきますので、将来に備える意味も含めまして、このタイミングで市街化区域に編入するという手続をとりたいと判断しております。

広沢地区を市街化調整区域から市街化区域へ編入する考え方を教えてください。

西川委員

社会インフラが整備された既成市街地であるため市街化調整区域から市街化区域へ編入するということと、また、この地域において将来、民間の力を借りて開発する場合には、市街化調整区域のままであると不都合が生じる可能性があるため、市街化区域への編入が必要であると考えております。

幹事

これからの時代は、呼び名は「児童センタープール」ではなく「市民プール」かと思えます。

赤松委員

わかりました。

幹事

認定こども園や児童センタープールなどは、いつ開園される予定ですか。

柴崎委員

本年7月にこれらを所管する部署が立ち上げられましたが、具体的なスケジュールなどについては、示されておりません。

幹事

和光都市計画 地区計画の変更 中の土地利用に関する方針で、「公共公益施設の集積を図るとともに、地区周辺の住環境に配慮した土地利用の誘導を行いシビックコアとして品格のあるまちなみを形成する。」とありますが、これは豊島区の区役所新庁舎のような整備を考えていますか。

西川委員

地区計画におけるシビックコアのエリアというのは、広沢地区を考えております。現時点において、広沢地区は公共公益施設が集約する地区で、住居系の土地利用は見込んでいないので豊島区役所庁舎の整備のようなものを想定してはおりません。

幹事

今回、広沢地区において、認定こども園や児童センタープール以外にも、将来的には、住宅を建てることは可能でしょうか。

赤松委員

諮問の(2)、(3)、(4)の都市計画につきましては、基本的には市の決定事項となっていますので、状況に応じた柔軟な対応は可能であると考えてます。

幹事

他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。他にご意見も無いようですので

井上会長

質疑を終了いたします。それでは、諮問事項でございます他に質問も無いようですので、質疑を終了いたします。これより、「和光都市計画 区域区分の変更について」「和光都市計画 用途地域の変更について」「和光都市計画 高度地区の変更について」「和光都市計画 地区計画の変更について」の4つの諮問事項を採決したいのですが、全て関連する案件ですので、一括で採決を取ることにご異議ございませんか。

異議なし

委員一同

井上会長

それでは、「和光都市計画 区域区分の変更について」「和光都市計画 用途地域の変更について」「和光都市計画 高度地区の変更について」「和光都市計画 地区計画の変更について」を一括で採決いたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

異議なし

委員一同

井上会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。

次回の審議会の日程について事務局から報告はありますか。

井上会長

幹事


次回の都市計画審議会は、来年の2月を予定しています。案件は都市計画マスタープランの部分改訂を予定しております。


井上会長

それでは以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしましたので、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦勞様でした。

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

平成28年11月29日

議事録署名委員 西川政晴 印

議事録署名委員 石田成作 印